

ご存知ですか？

➤ 原発事故の賠償請求にも「時効」があります

原発事故による賠償の時効は「損害を知った時から10年」です。

また、時効前にセンターに申立てられた和解の仲介について、仲介の間に損害賠償に時効がかからないようにする特例法が制定されています。

東京電力福島第一原発事故による被害について、未請求の方はお早めに東京電力へ請求するか、原子力損害賠償紛争解決センターへお申し立て下さい。

◎東京電力へのお問い合わせ先…0120-926-404

受付時間平日/9時～19時（月～金*休祝日除く）9時～17時（休祝日）

出張窓口の開設日(平成30年11月～12月)

11月14日(水) / 11月28日(水)

12月12日(水) / 12月26日(水)

平成31年1月以降の開設月日は改めてお知らせ致します

※ご注意下さい…出張窓口の開設日を含む毎週水曜日は、
一箕町松長の会津支所では業務は行っておりません

【ADRセンターの利用をお考えの方はこちらへ】

- 申立書の入手や書き方の案内を行う会津支所を是非、御利用ください。
- 申立書は、ADRセンターのホームページからのダウンロード、または下記フリーダイヤルにお電話いただくことでも入手可能です。

原子力損害賠償紛争解決センター

【福島事務所 会津支所】福島県会津若松市一箕町松長 1-17-62

(業務時間のお知らせ…月曜日～金曜日 9:00～17:00(水曜・祝日及び12/28～1/3を除く))

毎月第2・第4水曜日は大熊町役場会津若松出張所(旧学鳳高校跡)の「出張窓口」となります。

フリーダイヤル:0120-377-155(平日 10時から17時)※ただし、年末年始を除く

または

文部科学省 ADRセンター

検索



会津地域の営農者の方が申し立て、和解成立した事例（抜粋）

- ①会津地域の山菜キノコの生産業者について、確定申告等の資料が無かったが本人陳述と注文書等の資料に基づき、原発事故による出荷制限に伴う逸失利益を認定して賠償した事例
- ②会津地域でしいたけ、なめこの栽培・販売を営む申立人について、原発事故よりこれらの栽培・販売ができなくなったことによる逸失利益及び廃棄したほだ木の財物損害が賠償された事例
- ③会津地域の稲作農家である申立人の風評被害による逸失利益について、基準年度と比較した単価の差額に対象期間の出荷量を乗じる算定方法（本件における東京電力の主張）を採用せず、基準年度の売上額に平均価格変動係数を乗じた額と対象年度の売上額との差額を算定する方法（農作物一般に適用される東京電力の書式による方法）により賠償がなされた事例
- ④福島県中通りで有機農業を営み、農協経由の販売と農協を経由しない販売の両方を行っていた農家について、農協を経由しない販売分についての風評被害による逸失利益及び検査費用等が賠償された事例
- ⑤会津地域で無農薬無化学肥料栽培米を栽培し、消費者に直接販売していた稲作農家について、風評被害により販売できなかった平成23年度産米につき、他に販売することも可能であるとする東京電力の主張を排斥し、くず米としての販路はあるが、無農薬無化学肥料栽培米としての販路はないと判断して、くず米販売価格相当額を控除した逸失利益等が賠償された事例



このほか、多くの和解事例が
ADRセンターのホームページに
掲載されていますので、ぜひご覧
ください。

